

企業主導型保育事業を利用（予定）中で

教育・保育給付認定証（支給認定証）の発行を希望される方へ

1 教育・保育給付認定証の発行について

教育・保育給付認定証の発行には以下の手続きが必要です。

認定希望月の月末までにご提出ください。発行には数日かかります。

さかのぼっての認定はできませんので、ご注意ください。

【必要書類】①教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書

②保護者（申請者）の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類

③保護者（申請者）の本人確認できる書類

④保護者全員分の保育必要性（保育要件）の理由証明書又は申立書と確認書類等

（理由証明書、申立書・確認書類の例）

就 労	会社員等：就労証明書、自営業：自営業等申立書＋確定申告書等
妊 娠 出 産	申立書（妊娠出産）＋母子健康手帳（表紙・分娩予定日欄）のコピー
疾病・障がい	申立書（疾病・障がい）＋身体障害者手帳・医師の診断書等
看護・介護	申立書（介護・看護）＋身体障害者手帳・医師の診断書等
求 職 活 動	求職活動申立書＋ハローワーク登録証・離職票等
就 学	就学申立書＋在学証明書・カリキュラム（時間割）等

【提出先】保育所・幼稚園課（郵送可）

◎保育要件とは、就学前の子どもを家庭で保育できない事由のことです。

具体的には、以下のとおりです。

- （1）就労【月96時間以上（休憩含む）】（金銭が発生しないものは対象外です。）
- （2）妊娠出産【出産予定月前2カ月（多胎児は3ヶ月）から出産後2カ月まで】
- （3）保護者の疾病・障がい等
- （4）同居親族の常時看護・介護【同居親族とは、住民票等が同一住所であること】
- （5）災害復旧
- （6）求職活動【2カ月間のみ・年度内1回のみ】
- （7）就学【学校教育法に規定する学校・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等】
- （8）社会的養護が必要な方（詳しくは、ご相談ください。）

※保育要件必要書類の詳しい情報は、『幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業入園のしおり』4. 5ページを参照してください。

裏面あり

2 教育・保育給付認定証の有効期限について

有効期間は教育・保育給付認定証の表面に記載されています。

有効期限が切れる月の当月末までに【1 教育・保育給付認定証の発行について】の手続きが再度必要となります。

さかのぼっての認定はできません。

(例：有効期間の最終日が令和4年3月31日の場合、令和4年3月1日から3月31日までに手続きが必要です。)

3 申請書や最新情報について

各種申請書は、保育所・幼稚園課で受け取っていただくか、または下記ホームページよりダウンロードしてください。制度改正等により、条件が変更になる場合がありますので最新情報は、奈良市ホームページ等でご確認ください。

お問い合わせ先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 子ども未来部 保育所・幼稚園課

TEL：0742-34-5086

申請書類のダウンロードや最新情報は、[奈良市 保育 手続き](#)で検索してください。